

現 行	改正後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限） 第六条の二 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十七条、第二十条第一項、第二十八条の二及び別表第二において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 〔一～三 略〕 〔2・3 略〕 4 前三項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子若しくは配偶者の父母又は次項に規定する親族等（第三十条第一項及び第三十条の二第一項においてこれらの者を「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十七条、第二十条第一項、第二十八条の二及び	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限） 第六条の二 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十七条、第二十条第一項、第二十八条の二、第三十条の二第二項及び別表第二において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 〔一～三 略〕 〔2・3 略〕 4 前三項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子若しくは配偶者の父母又は次項に規定する親族等（第三十条第一項及び第三十条の三第一項においてこれらの者を「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、

別表第二において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育する」とあるのは「第四項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第三項までにおいて「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)における」と、第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

[5・6 略]

(家庭支援休暇)

第二十九条 [略]

2 家庭支援休暇の単位は、一日又は一時間とし、一時間を単位とする家庭支援休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間(介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

3 [略]

(介護部分休業)

第二十九条の四 [略]

[2・3 略]

4 介護部分休業の単位は、三十分とし、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間(仙台市交通局職員の育児休業等に関する規程(平成四年仙台市交通局規程第八号)第六条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 [略]

(短期介護休暇)

第三十条 [略]

[新設]

条の二第二項及び別表第二において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育する」とあるのは「第四項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第三項までにおいて「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)における」と、第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

[5・6 略]

(家庭支援休暇)

第二十九条 [略]

2 家庭支援休暇の単位は、一日又は一時間とし、一時間を単位とする家庭支援休暇は、一日を通じ四時間(介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、四時間から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

3 [略]

(介護部分休業)

第二十九条の四 [略]

[2・3 略]

4 介護部分休業の単位は、三十分とし、仙台市交通局職員の育児休業等に関する規程(平成四年仙台市交通局規程第八号)第六条第一項の規定による同条第二項第一号の範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護部分休業については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5 [略]

(短期介護休暇)

第三十条 [略]

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第三十条の二 管理者は、仙台市職員の育児休業等に関する規則(平成四年仙台市規則第四十二号)第五条の五第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(次項第二号、次条第一項及び第三十条の四において「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

	<u>三 仙台市職員の育児休業等に関する規則第五条の五第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 管理者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第三十条の二 管理者は、職員が管理者に対し、その配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） 第三十条の三 管理者は、介護両立支援制度等の申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 [一～三 略]	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第三十条の三 管理者は、職員が管理者に対し、その配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） 第三十条の四 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 [一～三 略]

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

（交通局総務部総務課）